

奈良県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十号

奈良県流域下水道条例の一部を改正する条例

奈良県流域下水道条例（昭和四十八年十二月奈良県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中 「大和川上流流域下水道」を「大和川上流・宇陀川流域下水道」に改める。
宇陀川流域下水道」

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。